

平成25年5月13日

長野県知事 阿部 守一

ビューポイント整備事業補助金交付要綱(平成25年4月1日付け
25建指第9号建設部長通知)の規定に基づく補助金

行政改革課

長野県告示第279号

事務処理規則(昭和39年長野県規則第5号)別表第2の6の(2)の規定により、平成25年度において地方事務所に長に交付の権限を委任する補助金等を次のとおり指定します。

長野県告示第280号

介護保険法(平成9年法律第123号)第70条第1項の規定による指定居宅サービス事業者の指定、同法第79条第1項の規定による指定居宅介護支援事業者の指定及び同法第115条の2第1項の規定による指定介護予防サービス事業者の指定を次のとおり行いました。

平成25年5月13日

長野県知事 阿部 守一

1 指定居宅サービス事業者

(1) 訪問介護

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
医療法人研成会	ヘルパーステーション「こはぎ」	岡谷市長地小萩1-10-24	平成25年5月1日
有限会社アットイーズ	訪問介護あっといーズ上田	上田市常磐城6-1-19	平成25年5月1日

(2) 訪問看護

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
株式会社エスポワール	訪問看護ステーションのぞみサンピア	佐久市伴野1818-1	平成25年5月1日

(3) 居宅療養管理指導

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
株式会社エスポワール	訪問看護ステーションのぞみサンピア	佐久市伴野1818-1	平成25年5月1日

(4) 通所介護

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
株式会社AWあんじゅり	デイサービス美事	松本市庄内3丁目4番41号	平成25年5月1日
社会福祉法人サン・ビジョン	デイサービスセンター第2グレイスフル辰野	上伊那郡辰野町樋口454-1	平成25年5月1日
株式会社ルーエン	ルーエン通所介護事業所	佐久市甲2189-1	平成25年5月1日
社会福祉法人敬老園	こうしゃ敬老園デイサービスセンター	中野市大字竹原字中島1135-1	平成25年5月1日

2 指定居宅介護支援事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
株式会社ニチイ学館	ニチイケアセンター戸上	千曲市力石1番地1	平成25年5月1日
株式会社ルーエン	ルーエン指定居宅介護支援事業所	佐久市甲2189-1	平成25年5月1日

3 指定介護予防サービス事業者

(1) 介護予防訪問介護

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
医療法人研成会	ヘルパーステーション「こはぎ」	岡谷市長地小萩1-10-24	平成25年5月1日
有限会社アットイーズ	訪問介護あっといーズ上田	上田市常磐城6-1-19	平成25年5月1日

(2) 介護予防訪問看護

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
株式会社エスポワール	訪問看護ステーションのぞみサンピア	佐久市伴野1818-1	平成25年5月1日

(3) 介護予防居宅療養管理指導

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
株式会社エスポワール	訪問看護ステーションのぞみサンピア	佐久市伴野1818-1	平成25年5月1日

(4) 介護予防通所介護

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
株式会社AWあんじゅり	デイサービス美事	松本市庄内3丁目4番41号	平成25年5月1日
社会福祉法人サン・ビジョン	デイサービスセンター第2グレイスフル辰野	上伊那郡辰野町樋口454-1	平成25年5月1日
株式会社ルーエン	ルーエン通所介護事業所	佐久市甲2189-1	平成25年5月1日
社会福祉法人敬老園	こうしゃ敬老園デイサービスセンター	中野市大字竹原字中島1135-1	平成25年5月1日

健康長寿課介護支援室

長野県告示第281号

介護保険法（平成9年法律第123号）第94条第1項の規定による介護老人保健施設の許可を、次のとおり行いました。
平成25年5月13日

長野県知事 阿部守一

開設者の名称	施設名称	所在地	開設許可した年月日
社会医療法人南信勤労者医療協会	老健すずかぜ	諏訪郡下諏訪町西赤砂4429-6	平成25年4月30日

健康長寿課介護支援室

長野県告示第282号

茅野市長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。
平成25年5月13日

長野県知事 阿部守一

- 作業種類
公共測量（空中写真撮影）
- 作業期間
平成25年4月17日から平成26年3月25日まで
- 作業地域
茅野市

建設政策課

長野県告示第284号

白馬村長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。
平成25年5月13日

長野県知事 阿部守一

- 作業種類
公共測量（都市計画図作成）
- 作業期間
平成25年2月18日から平成26年3月20日まで
- 作業地域
北安曇郡白馬村

建設政策課

長野県告示第283号

塩尻市長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。
平成25年5月13日

長野県知事 阿部守一

- 作業種類
公共測量（空中写真撮影）
- 作業期間
平成25年4月2日から平成26年3月24日まで
- 作業地域
塩尻市

建設政策課

長野県告示第285号

岡谷市長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。
平成25年5月13日

長野県知事 阿部守一

- 作業種類
公共測量（復旧測量（基準点））
- 作業期間
平成25年2月1日から平成25年2月28日まで
- 作業地域
岡谷市

建設政策課

長野県告示第286号

山ノ内町長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

平成25年5月13日

長野県知事 阿部 守一

- 1 作業種類
公共測量（1/10,000都市計画図作成）
- 2 作業期間
平成24年5月2日から平成25年2月28日まで
- 3 作業地域
下高井郡山ノ内町

建設政策課

長野県飯田建設事務所告示第5号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成25年5月27日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成25年5月13日

長野県飯田建設事務所長 山岸 勸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 151号
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
下伊那郡阿南町新野3719番の52のB地先から 下伊那郡阿南町新野3723番の174地先まで	旧	8.5～14.4 m	0.5530 km
同 上	新	8.5～14.4	0.5530
		8.6～32.1	0.5260

道路管理課

長野県飯田建設事務所告示第6号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成25年5月27日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

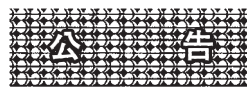
平成25年5月13日

長野県飯田建設事務所長 山岸 勸

- 1 路線名 151号
- 2 供用を開始する区間
下伊那郡阿南町新野3719番の52のB地先から
下伊那郡阿南町新野3723番の174地先まで

- 3 供用を開始する期日 平成25年5月13日

道路管理課



公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成25年5月13日

長野県知事 阿部 守一

- 1 申請のあった年月日
平成25年5月1日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ひなた
- 3 代表者の氏名
森 本 真由美
- 4 主たる事務所の所在地
飯田市鼎切石4731番地1
- 5 定款に記載された目的

この法人は、この地域における在宅の高齢者、要介護者、要支援者並びに手助けを必要としている人に対して、住み慣れた地域において家庭的な雰囲気のもとで介護等が受けられるための事業を行い、地域福祉に貢献し、高齢者を始め、地域の住民が住みやすい社会づくりに寄与することを目的とする。

県民協働・NPO課

公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定による処分を次のとおり行いました。

平成25年5月13日

長野県知事 阿部 守一

- 1 処分をした年月日
平成25年5月13日
- 2 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び建設業許可番号
桜井建設株式会社
佐久市根々井字向田312番地1
佐藤 守雄
長野県知事（般・特-22）第17350号
- 3 処分の内容
建設業法第29条第1項の規定による一般建設業許可（造園工事業）及び特定建設業許可（土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業及び水道施設工事業）の取消し
- 4 処分の原因となった事実